

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月23日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年3月13日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成19年3月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下村地区	善通寺市農林部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北久保地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上吉田本村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）堂ノ浦地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）出釈迦上池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）水分地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）下川池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上組地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）吉原下所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）在所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）曼荼羅寺池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）花香井地区	〃